

## 「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）」に係る意見について

令和4年7月12日に、「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（案）」が公表され、文化部活動の段階的な地域移行に向けて取り組むべき内容の方向性が示されたところですが、文化部活動の段階的な地域移行を進めていくにあたっての課題認識や要望等について、次のとおり意見を申し上げます。

### 1 地域の実情に応じた実施

文化部活動の地域移行について、それぞれの地域や学校現場による様々な道筋や方法が考えられることから、地域の実情に応じた実施を尊重すること。

### 2 国における十分な広報の実施及び今後の具体的な方針やガイドライン等の早急の提示

学校部活動は、教育活動の一環として実施してきたものであり、国においては、生徒や保護者、教職員、関係者の理解が得られるよう、その教育的意義と地域移行との関係性を丁寧に説明するとともに、地域移行の必要性、目的、スケジュール等を明確に示したうえで、十分な広報を行うこと。地方における移行の手順や具体的な取組み内容を早急に例示するなど、地域の実情に応じて部活動の地域移行が円滑に進むよう支援すること。

また、留意する必要がある著作権の問題について、起こり得る具体的な事例を示し、地域における文化芸術活動において理解が深められるよう支援すること。

### 3 必要な取組みの推進と財政措置

子どもの文化芸術活動の機会を確保・充実させ、学校の働き方改革等を踏まえた部活動改革を行うには、地域部活動の運営主体となる地域の団体等の体制整備や指導者となる人材確保、指導者の処遇改善等、地域で文化芸術活動が実施できる環境の整備が急務であることから、国において、これに必要な取組を推進するとともに確実な財政措置を講ずること。併せて、運動部活動においては、地域移行の受け皿となる組織等の育成に関し、スポーツ振興くじ助成を活用するといったことが提言に記載されているが、文化部活動においても、そうした助成制度を新たに創設すること。

また、家庭の経済状況に関わらず文化芸術活動に親しむ機会を確保するには、地域の団体等に支払う会費など、新たに生じる保護者等の費用負担の課題も大きく、経済的に困窮する家庭の生徒に対して支援する等、国の責任において必要な財政措置を講ずること。

#### 4 教職員の兼職兼業の運用指針の提示

地域移行にあたり、教員が地域の団体等で指導に従事する場合の兼職兼業については、各教育委員会の判断で実施するものであるが、兼業を希望する教員が円滑に従事できるよう、想定される兼職の在り方について、必要な条件整備や、統一的基準などを予め例示するなど、教職員の兼職兼業の運用について指針を示すこと。

#### 5 保護者や生徒の意見を十分に反映した取組み

提言案については、教員の働き方改革等を踏まえたものであるが、アンケートを行うなど保護者や生徒の意見が反映される形とすること。

令和4年8月9日

全 国 知 事 会